

臨時休業等規程

京都府立宮津天橋高等学校加悦谷学舎

【気象警報等発表時】

午前 6 時30分から始業時(午前 8 時40分)までの時間帯において、与謝野町を含む地域に、以下のいずれかの警報が発表された場合、自宅待機等とする。(以下、自宅待機等には避難を含む。)

- 1 警戒レベル5相当の特別警報が発表された場合(高潮、波浪に関する警報を除く)
- 2 警戒レベル4相当の危険警報が発表された場合(高潮に関する警報を除く)
- 3 暴風警報、暴風雪警報、津波警報、警戒レベル3相当の大雨警報、土砂災害警報のいずれかが発表された場合

※高潮特別警報又は高潮危険警報、波浪特別警報については、避難指示の対象となった沿岸地域に居住する生徒は自宅待機等とする。

ただし、居住する地域に避難指示が発令されている場合は、居住する地域の避難誘導等に従い登校しないこと。

なお、午前10時までに、警報が解除された場合は、午後 1 時15分までに登校すること。その場合は、午後 1 時15分からSHRを実施し、その後、5 限目以降の授業を実施する。

また、午前10時に、引き続き警報が発表されている場合は、臨時休業とする。

【熱中症特別警戒アラート発表時】

熱中症特別警戒アラートが発表された翌日は臨時休業とする。翌日が休業日等の場合は、部活動等の活動を実施しない。ただし、公式戦への参加等については、別途連絡をする。

【留意事項】

- 1 与謝野町には警報が発表されていないが、居住している地域に警報が発表されている場合には、該当生徒は上記の臨時休業の規定によるものとする。(丹後地域または京都府北部に警報が発表されていても、与謝野町に発表されていないことがあるので注意すること。)
- 2 特別警報が発表された場合には、周囲の状況や市町から発令されている避難指示等の情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとること。
- 3 午後から授業の場合は、SHR(午後 1 時15分)に間に合うように登校すること。

なお、登下校に利用している公共交通機関が不通の場合には、近隣から運行可能な公共交通機関を利用しての登下校を推奨するものとする。

- 4 休日に実施する模擬試験や進学講習、部活動も同様とする。ただし、部活動の公式戦等については別途指示する。

【その他】

※ 登下校の安全確保が困難であると校長が判断した場合、臨時休業等の措置を行うことがある。

※ いずれの場合も安全を最優先した行動をとること。

※ 今後、気象庁等による警報等の発表状況をふまえて、規定変更や運用変更をすることがある。

※ 施行期日：令和8年6月1日